

市議会定例会提出議案（藤沢市民ギャラリー条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市民ギャラリー条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2007年（平成19年）11月 9日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この条例を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市民ギャラリー条例の一部改正について
藤沢市民ギャラリー条例の一部を次のように改正する。

2007年（平成19年）12月3日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

藤沢市民ギャラリー条例（昭和61年藤沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「6,600円」を「7,200円」に、「3,300円」を「3,600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市民ギャラリーの一般展示室の使用について既に許可を受けているものの使用料については、改正後の藤沢市民ギャラリー条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、市民ギャラリーの一般展示室の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要がある。

藤沢市民ギャラリー条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けると同時に、次の使用料を納付しなければならない。</p> <p>第1展示室 日額 <u>7,200</u>円</p> <p>第2展示室 日額 <u>3,600</u>円</p> <p>第3展示室 日額 <u>3,600</u>円</p> <p>2 前項に規定する使用料は、教育委員会が主催又は共催する展示会に使用する場合その他特に必要があると認められる場合には、これを減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けると同時に、次の使用料を納付しなければならない。</p> <p>第1展示室 日額 <u>6,600</u>円</p> <p>第2展示室 日額 <u>3,300</u>円</p> <p>第3展示室 日額 <u>3,300</u>円</p> <p>2 前項に規定する使用料は、教育委員会が主催又は共催する展示会に使用する場合その他特に必要があると認められる場合には、これを減額し、又は免除することができる。</p>